令和5年度 事業者によるダイオキシン類測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項に基づき、廃棄物焼却炉などの特定施設を設置する事業者は、排出ガス等に含まれるダイオキシン類を年1回以上測定するとともに、その測定結果を知事に報告し、知事はその結果を公表することとなっています。

令和 5 年度中に県(奈良市を含む)に報告のあった事業者によるダイオキシン類の 測定結果は、次のとおりです。

【概要】

- 1. 令和6年3月末日現在で、排出ガスの自主測定結果の報告が必要な事業所数は103業所(休止中及び未稼働の事業所を除く)で、このうち測定を実施したのは70事業所(68%)、未測定は33事業所であった。また、排出水の自主測定が必要な事業所数は2事業所で、休止中の1事業所を除き、全ての事業所が測定を実施した。
- 2. 測定結果は、廃棄物焼却炉からの排出ガスで平均 0.99 ng-TEQ/m³、最大 29 ng-TEQ/m³、また、廃ガス洗浄施設等からの排出水は 0.0010 pg-TEQ/L であった。これらの結果、排出ガス測定を実施した事業所のうち 1 事業所を除き、排出基準を下回っていた。排出基準を上回った 1 事業所については、再測定の結果、基準値を下回らなかったため、使用を停止するように指導した。

【今後の対応】

排出ガス等の測定及び排出基準の遵守について、事業所に対し引き続き監視、指導 を行う。

【測定結果】

1. 排出ガス

				· i — · · ·	
種類	測定対象	測 定	測	定値	排出
(型) 利 (三)	事業所数	事業所数	報告数	濃度範囲	基準
廃棄物焼却炉	103	70	102	0 ~ 29 (平均 0.99)	0.1~10

单位: ng-TEO/m³

単位:ng-TEQ/g

2. 排出水 単位:pg-TEQ/L

種類	測定対象 事業所数	測 定 事業所数	報告数	定 値 濃度範囲	排出 基準
下水道終末 処理施設	1	1	1	0.0010	10

3. ばいじん及び焼却灰その他燃え殻

種類	測定対象 事業所数	測 定 事業所数	報告数	測 定 値 濃度範囲 [※]
ばいじん	97	35	66	0 ~ 11
焼却灰等	103	70	92	0 ~ 0.80

※処理により、基準適用外となるものを含む。

<参 考>

1. 排出ガスの排出基準

	施設規模	新設する	法施行時点で	
特定施設の種類	(焼却能力)	施設の排出基準	既に設置している施設の 排出基準	
廃棄物焼却炉 (焼却能力 50kg/時以上)	4 t /時以上	0.1	1	
	2~4 t /時	1	5	
	2 t / 時未満	5	10	

単位:ng-TEQ/m³

単位:pg-TEQ/L

単位:ng-TEQ/g

2. 排出水の排出基準

特定施設の種類	施設の排出基準
廃棄物焼却炉等の特定施設から排出される 下水を処理する下水道終末処理施設	
廃棄物焼却炉等に係る廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設、灰の貯留施設であって 汚水又は廃液を排出するもの	10

3. ばいじん及び焼却灰その他燃え殻の処分基準

区 分	施設の処分基準	
ばいじん 焼却灰その他燃え殻	3	

(注) 法施行時点での既設焼却炉において、セメント固化、薬剤処理、酸抽出処理により処分する場合には、基準は適用されない。